



## 助成事業・募集要項

2020 年度	事業期間：	2020 年 9 月 15 日から 2021 年 5 月 31 日まで
	助成金額：	区分 1：上限 15 万円 区分 2：上限 30 万円
	申請締切：	2020 年 7 月 24 日（金）（必着）

主 催

ふくしまこども食堂ネットワーク、地域創造基金さなぶり、福島民友新聞社

---

---

## 困窮状態にある子どもが、地域資源とつながることを目指す

### 「子ども食堂」活動を応援する助成事業を実施します。

子どもは福島の未来を担う存在であり、同時に現在の地域のなかで共に暮らす“家族”の一員でもあります。東日本大震災や原発事故の影響、或いはそれにかかわらず、家庭の諸事情により子どもが一人で食事をする、子どもの成長に十分な栄養を必ずしも満たさない食事をとっている子どもが福島県内でも多く存在します。また、現在の新型コロナウイルスに関するこの春の影響により、学校の休校（給食がなくなったこと）、外出の自粛、それに伴う経済への影響が生じ、収入減少や失業につながった家庭も少なくないかと思えます。同時に、今年の秋～冬については、第2期の流行を指摘する声もあります。

子ども食堂にかかる活動は、食事の提供という生活の基本の部分を支えると共に、従来はなかなか接点を持ちづらい生活困窮層への接点を増やすなど、大きな役割があることが再確認されています。一方で、感染拡大につながることで、食中毒の回避など、配慮する事柄も少なくありません。

本プロジェクトは福島県の子どもが、学校でもなく、家庭でもない、地域の大人や地域資源とつながりを持つきっかけとして、また新型コロナウイルスの影響を軽減する地域のセーフティーネットとして、福島県内で行われる「子ども食堂」活動の新設と既存の活動の活性化を図るための事業へ助成を行います。ぜひ申請をお待ちしています。

※ 申請時点で「ふくしま子ども食堂ネットワーク」に加盟していない組織でも申請可能であり、加盟の有無で、審査時に優先されることもありません。助成決定後も、加盟するかどうかは助成決定要件ではなく、個別にご判断ください。

---

---

## 福島県内で取り組まれている「子ども食堂」の設立・活動継続へ助成します

対象地域： 福島県内のいずれかの地域において取り組まれる事業

対象期間： 2020年9月15日から2021年5月31日までに実施、終了するもの

活動対象： 主として、子どもの貧困や困難な状況を改善するための、いわゆる「子ども食堂」と称する活動を行い、もって福島の子どもの状況の改善を図る。（子どもとは、概ね20歳以下を対象とする）。また、新型コロナウイルスによって生じた課題への対処、或いは秋冬への準備策。特に、活動頻度を向上するための取り組みを支援する。

助成額：

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| 1) 助成区分1：上限15万円のもの | ※新規開設組織、既存の組織 |
| 2) 助成区分2：上限30万円のもの | ※既存組織のみ申請可    |

◆対象テーマ：◆

- a) 活動の初動期を支援します（助成区分1のみ）
- ① 子ども食堂活動の開設と、定期開催化・安定化を図る取組み
  - ② 新型コロナウイルスの影響を回避・軽減して、事業を継続できるような準備
  - ③ 新型コロナウイルスの影響を考慮した、活動形態の創出
  - ④ 新型コロナウイルスの影響をうけた市民等への必要な支援事業の実施
  - ⑤ 活動地域において、子ども食堂活動にかかる普及・広報活動を図るもの
  - ⑥ 子ども食堂活動にかかるスタッフ・ボランティアの確保、育成・研修を図るもの
  - ⑦ 子ども食堂活動に必要な備品類の導入
- b) 既存活動の発展期を支援します（助成区分1・2）
- ① 子ども食堂活動の開催頻度を増やすための取組み（助成を受ける前の頻度と比較）
  - ② 子ども食堂活動の実施箇所を増やすための取組み
  - ③ 新型コロナウイルスの影響を回避・軽減して、事業を継続できるような準備
  - ④ 新型コロナウイルスの影響を考慮した、新しい活動形態の創出
  - ⑤ 新型コロナウイルスの影響をうけた市民等への必要な支援事業の実施
  - ⑥ 子ども食堂活動にかかるスタッフ・ボランティアの確保、育成・研修を図るもの
  - ⑦ 子ども食堂活動に必要な備品類の導入

- ✓ 活動の初動期：団体の設立から半年以内、かつ申請団体として3回程度の「子ども食堂事業」の実施実績を有すること ※活動開始から半年未満でも、申請団体として3回以上の活動実績を有する場合は区分2に申請可
- ✓ 活動の発展期：団体の設立から半年以上経過している組織であり、申請団体として通算6回以上の「子ども食堂事業」の実施実績を有すること

◆対象活動例◆

- 1) 個食や孤食にある子どもに対して、栄養価にも配慮をした食事の提供を図るもの
- 2) 平日の放課後や夕方、週末や長期休み期間など、特に支援が必要とする時機をみて、地域の多様な施設・場所を活用して、子どもが地域の大人につながる場をつくるもの
- 3) 食事の提供を行うプログラムにおいて食品衛生管理や食中毒防止に関する研修、ボランティアの養成、その他事業の質を高めるため必要と考えられる研修や視察等
- 4) 1度に50人集まる形態を、開催場所を増やして25人弱を2カ所で開催する
- 5) 活動頻度や活動規模を増加させるための人材の募集や育成等を図る取組み
- 6) 1度に食事を提供する形態を、個別家庭へ食材提供、お弁当の配布等を行う ※休業している地元の飲食店にお弁当の作成を依頼する（そのお弁当代を助成金経費とする）

#### ◆重要事項◆

- 1) 子どもの貧困にかかる支援を行う際は、その支援事業に「参加すること＝困窮者」であるという見え方になり、支援を必要としている子どもが参加を躊躇する等の状況が起きています。解決は簡単ではないかもしれませんが、そのような状況へ配慮すると共に、創意工夫のご検討をお願いします。
- 2) 子どもの貧困にかかる支援事業として、参加する子どもの個別背景まで把握をして申請・報告を頂くことは求めません（参加人数等）。しかし、何等かの形で支援を必要としている困難な状況にいる子どもに、申請を頂く事業の取組みに関する情報が届くような、具体的な施策を含む事業を優先します。
- 3) 申請団体と、地域内外の他団体、行政との具体的な事業の実施にかかる連携を図る活動を優先的に採択します。
- 4) 本事業は、原則として20歳未満の子ども・青年を対象として行われる支援活動に助成を行う事業です。しかし、当該の子どもの同居している親や家族、或いは活動の特定により地域の広範な年齢を対象にしている場合に新型コロナウイルスに関する影響の支援に限り、対象にすることを妨げるものではありません。但し、支援対象はあくまで20歳未満の子どもを主対象としたもの限定し、審査の際には子どもへの支援実績を確認させていただきます。
- 5) コロナウイルスへの影響への対処と、同時に感染を媒介しないような防止のための取り組みや資材の購入費用についても対象とします。

#### ◆対象外の活動◆

- 1) 福島県外で実施される子ども食堂の活動
- 2) 新型コロナウイルスへの対処方針を組織としてさだめておらず、実行できない団体
- 3) 子どもや親子との継続的な関わりが持ちづらいイベント的な単発的な取組み  
(単発的の活動：年1～2回程度の活動)
- 4) 学術的研究・調査活動、政策提言活動
- 5) 1～2年程度の継続した活用が見込めない物品や什器や設備等の購入や設置
- 6) 機材・器具や物資の購入、或いは拠点の改修のみの活動  
※購入した資器材を用いて、本事業の趣旨に即した活動に用いるのであれば機材購入は可。
- 7) 政治・宗教活動
- 8) 反社会的勢力が関与している活動
- 9) 本助成事業からの資金を、奨学金や支援金として充当すること

参考：こども食堂等こどもの居場所の新型コロナウイルス状況下における活動ガイドライン

## 助成の対象となる団体

---

福島県内に本拠地をおき、福島県内を活動対象地域としているグループ・団体等

- 1) 地元住民5名以上のボランティア・グループ、高校、大学等の学生のサークル等
- 2) 自治会や町内会、PTAや地域のために活動するグループ等
- 3) 市民活動団体（任意団体含む）、特定非営利活動法人、一般社団法人等

- 4) 1～3に該当し、報告書の提出と資金の管理ができる組織
- ※ 資金の管理：入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること
  - ※ 本事業の趣旨により、年間予算が小規模である組織が優先されることがあります。

注記

- ✓ ふくしまこども食堂ネットワークに加盟していない組織でも申請可能です
- ※ 助成決定後でも、加盟するかどうかは個別にご判断ください。

## 事業期間

---

---

最大で、2020年9月15日から2021年5月31日まで

※概ね6か月以上、9か月未満であれば、自由に設定していただいて構いません。

## 助成金額

---

---

助成額：

- 3) 助成区分1：上限15万円のもの ※新規開設組織、既存の組織
- 4) 助成区分2：上限30万円のもの ※既存組織のみ申請可

※注記

- ✓ 金額の区分によって、申請や書類提出上の違いはありません。
- ✓ 助成比率は特に定めません。本助成金100%の事業でもかまいません。
- ✓ 他の助成事業との組合せは構いませんが、経費の重複がないようにしてください。
- ✓ 総事業費は、助成申請額の2倍程度までの組立てをおすすめしています。

対象となる費用の例：

- 1) 申請団体の役員・職員への報酬は、区分1、2のいずれも助成申請額の3割まで  
※ 報酬は、雇用契約を結んでいる職員への支払いを指しています。
- 2) 食材・材料費等 ※アルコール類は対象経費に含めません
- 3) 調理や食事の提供に必要な1点5万円未満の冷凍庫、電化製品・空調器具等の購入費用
- 4) 調理や食事の提供に必要な電化製品・器具等のリース料（事業期間の月数×経費）
- 5) 活動に必要な資材・図書等の購入費
- 6) 外部講師、専門家にかかる謝金・旅費
- 7) ボランティア交通費
- 8) 活動にかかる場所の賃借料、水道光熱費 ※但し、月額を回数で按分計算して下さい
- 9) 活動拠点の改修費（建物自体、水回り等）のうち、助成申請額の2割まで

- ✓ 1点5万円未満のものを購入する場合、購入費用とリース料の総額は、助成申請額の5割までとしてください。
- ✓ 助成金は、助成決定後覚書を締結してからの振込になりますので、早くても助成決定後1か月になります。
- ✓ 助成決定後、事業期間である2020年9月15日以降に購入したものが対象になります。対象となる費用の例であっても、助成決定の前に購入したものは対象外となりますのでご注意ください。

福島県の最低賃金は時間給798円です。4時間の勤務で3,192円になります。結果としてこの最低賃金を下回る時間給で働いていただく場合に、1回あたり500円等を支払っている場合は、人件費や謝金にはせず、交通費として経費計上いただき経理処理をしてください。

活動する日時（日にち、開始時間、終了時間）を団体側が指定し、活動内容についても団体側が指定し、作業をする場合、これは事実上雇用契約を結ぶべき事象に非常に近いものと判断できます。

助成申請額：30万円				
2020年9月14日→	←2020年9月15日以降に調達・購入した支出に充当可能→			
8月31日までに購入、発注したものは、一切、本助成金の充当はできません。 ※自己負担分等、他の財源であれば差し支えありません。	← 助成申請額：15万円 / 30万円 →			
	役員の報酬 3割まで			
	活動拠点の 改修費は2割まで			
	✓ 1点5万円未満の購入費用 ✓ リース料 総額で助成申請額の5割まで			
	助成申請額：15万円 / 30万円 組合せの例			
	20%： 役員報酬	20%：拠点 の改修費		
	20%： 役員報酬	50%：①リース料、②5万円未満の 購入費用の総額		

※ 助成金のお支払は、助成決定後、助成決定団体との契約事務手続きを経てからになりますので、実際のお振込みは10月上旬を予定しています。

対象外となる費用：

- 1) 福島県外で行われる子ども食堂事業にかかる経費
- 2) 申請団体の役員・職員への報酬のうち、助成申請額の3割を超えた費用
- 3) 申請団体の役員・職員が講師役となって行う際の講師謝金
- 4) 一点5万円以上の電化製品（冷蔵庫・冷凍庫・炊飯器・空調器具等）の購入費

※但しリースとして導入する場合は、事業期間と同じ期間分の月額経費を計上可能

5) 団体事務所に関する賃借料、水道光熱費

- ✓ 団体事務所と活動拠点が同一の場合は、一定の基準による按分をすること

例：活動拠点を月4回利用する場合は30分の4日分等、一定の基準を明示すること

※原則的に、活動拠点にかかる維持費用をご支援する助成事業ではありません。

6) 活動拠点の改修費（建物自体、水回り等）のうち、助成申請額の2割を超えた費用

7) 食材・材料費等のうち、大人が飲用する酒類の購入費用

その他、不明な点は事務局にお問い合わせください。

## 申請方法

---

---

応募受付締切までに、応募書類一式を下記の事務局あてにお送りください。事務局への直接の持参による応募は受け付けておりません。

▶ ダウンロード

募集要項・申請書様式は、本事業の特設ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.sanaburifund.org>

▶ 応募受付締切

**2020年7月24日（金） 必着**

▶ 必要書類 ※ご不明な点は事務局までお問い合わせください

- 1) 申請書（指定様式）
- 2) 規約や定款など
- 3) 事業報告書（前年度分） ※設立1年目の団体は不要
- 4) 決算書（会計報告書）（前年度分） ※設立1年目の団体は不要
- 5) チラシやパンフレット等活動がわかるもの（もしあれば）
- 6) 助成区分2に申請する1年未満の組織の場合、6回以上の活動実績を表すもの（チラシ等）

▶ 注意事項：申請書類の送付は「ポスト投函式」の配送サービスの利用をお願いします。（通常の郵便（配達履歴が必要な場合は「特定記録」）、もしくはレターパックライト（青色）等）＜受領確認が必要な、宅配便、レターパックプラス（赤色）送付方法は避けて下さい＞

## 助成に係るスケジュール

---

---

### 【助成決定】

審査員による審査会をへて採否を決定し、9月10日をめどに各団体に電話・文書にて通知します。

### 【助成金の支払】

活動の実施に関する覚書を締結の上、指定の口座に助成金を全額、お振込致します。

**※振込時期は、助成決定後覚書を締結後になりますので、早くても助成決定後1か月になります。**

### 【活動開始】

2020年9月15日以降の、助成の決定後の活動開始（助成金を充当した活動）が可能です。

### 【報告書の提出】

活動終了後1か月以内に、所定の様式に基づいた報告書（簡易な会計報告を含む）と活動の様子が分かる写真（画像データ）をご提出いただきます。

※領収書は適切に保管・管理をお願いします。詳細は、決定時にお知らせします。

## 申請書の提出先／お問い合わせ先

---

---

「ふくしまっこ・つながるこども食堂応援」助成事業 事務局

公益財団法人地域創造基金さなぶり

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町1-2-23 桜大町ビル602

TEL：022-748-7283 FAX：022-748-7284 E-mail： [fukuko@sanaburifund.org](mailto:fukuko@sanaburifund.org)

お問い合わせ：月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9：30～17：00 担当：鈴木

※担当者が不在にしていることが多いため、電子メールでのご相談を推奨しています。